

あなたを悪質商法から守る！

契約のきりふだ

高齢者編

平成27年度に神奈川県内の消費生活相談窓口寄せられた苦情相談件数の約3割が65歳以上の方の相談です。

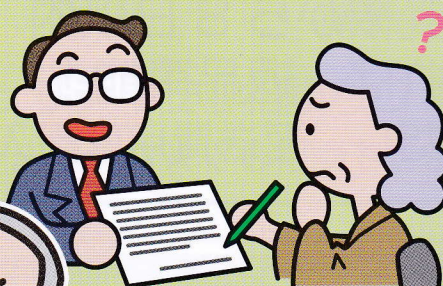
き

つとある！
うまい話に
落とし穴



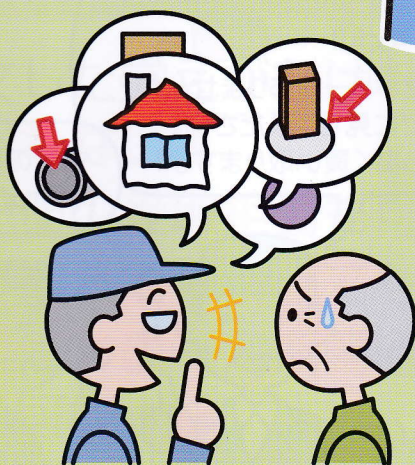
り

かいした？
契約内容
十分に



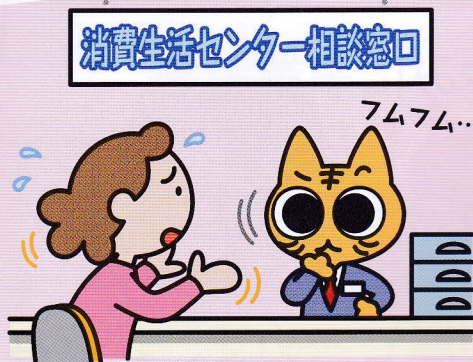
ふ

だんから 情報集めて
トラブル防止



だ

まされた！
気がつき次第
すぐ相談



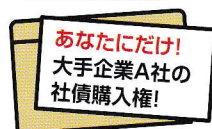
利殖商法

ファンド型投資商品(iPS細胞事業・東京五輪関連事業・新エネルギー事業・太陽光発電など)、CO₂排出権取引、社債、未公開株など

「必ず儲かる」などと言って、事業への投資や社債の購入などを持ちかけ、**出資金や購入代金をだまし取る**商法です。

※ 銀行やコンビニで口座へ振り込ませるだけでなく、直接自宅へ現金を取りに来る手口もあります。

たとえば…



購入資格のある貴方が代わりに買ってくれたら高く買い取りますよ!

あるいは…



〇〇相談センターです。最近あやしい電話はありませんでしたか? B社から投資勧誘? B社なら大丈夫ですよ。

注意!
老後の資産が狙われています

NO!!



被害を防ぐポイント

- 「元本保証」「必ず儲かる」は信用しない!
- 「しくみは分からないけど、儲かるなら…」と契約するのは危険!
- しつこいときは遠慮せず、**はっきり! きっぱり! お断り!**

過去に被害に遭った人が、ふたたび被害に遭うことを「**二次被害**」と言います。過去の被害情報や契約情報が出回っており、「**被害を回復したい**」という心理に付け込んで、様々な勧誘をします。

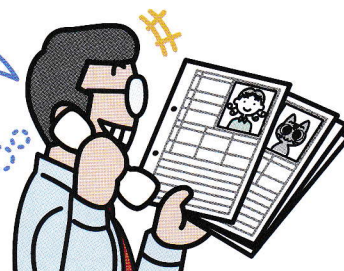
注意!
過去に被害に遭った方!

被害を防ぐポイント

- 「損を取り戻せる」「個人情報削除してあげる」も信用しない!

被害を回復できますよ!

また騙してやるケケケ…



架空・不当請求

アダルトサイト、出会い系サイト、ノウハウ情報(パチンコ必勝法・競馬情報・内職など高収入が得られる方法)など

サイトを閲覧していたら、いきなり**料金を請求する画面**が現れて**消えなくなる**、といったトラブルが増えています。

※ サイトを閲覧しただけで、契約が成立したり、個人情報特定されることはありません。虚偽の請求画面で騙そうとしています。

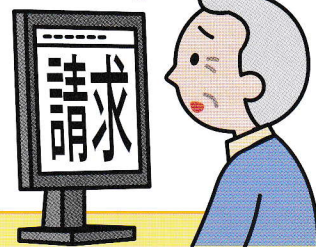


被害を防ぐポイント

● **絶対に自分から連絡しない！
慌てて支払わない！**

● はい YES 入場する OK ENTER
などの**認証ボタンを安易に押さない！**

急に料金を請求する画面が！
再起動しても消えない…
一体どうすれば…



請求画面が消えなくなったら…

(独) 情報処理推進機構

情報セキュリティ安心相談窓口

検索

☎ 03-5978-7509 ※メールやFAXでも相談できます

送りつけ商法

健康食品、海産物(カニなど)、サプリメント、化粧品など

注文をしていない商品を一方向的に送りつけ、**代金を請求**する商法です。

※ 口座へ振り込ませるだけでなく、代金引換配達で送りつけたり、現金書留郵便の封筒を同封して支払いを請求する手口も見られます。



被害を防ぐポイント

- 注文した覚えがなければ、**支払わない！**
- 宅配便の**受取拒否**も可能！
- 受け取ってしまったら、**使用せずに**一定期間過ぎれば処分可能！

(※返送する場合の費用は販売事業者の負担)



通信販売

健康食品、健康器具、服、バッグなど

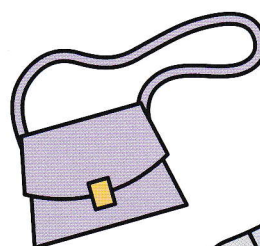
「注文した商品がイメージと違う…」「返品できると思って
いたのに…」といったトラブルが多く寄せられています。



トラブルを防ぐポイント

(6～7ページ参照)

- 通信販売は**クーリング・オフ**ができない！
- 色や仕様、**返品**ができるか
購入前に必ず確認！



返品に関する記載がない場合…

- 商品受領から 8 日以内
であれば、返品可能！
(※ただし、返送費用は購入者の負担)

訪問購入

貴金属(アクセサリー・指輪)、宝石、金貨、着物など

「古着を買い取る」などと事業者が**突然訪問**し、売るつもり
のなかったアクセサリーなどを**強引に買い取る**商法です。

※ 訪問購入は、クーリング・オフ(6～7ページ参照)の制度が適用されますが、
一度、商品を引き渡してしまうと、返還請求を行っても、手元には戻らない
場合がほとんどです。



被害を防ぐポイント

- むやみに事業者を
家に入れない！
- 売るつもりがなければ、
きっぱり断る！
- **その場で決めず**、家族など
周囲の人にまず相談！



アクセサリーはありませんか？
ついで見せてください。
今なら高く買い取りますよ！

古着の買い取りじゃ
なかったの…？



点検商法

リフォーム工事(屋根・耐震・塗装)、浄水器、布団、床下換気扇、シロアリなど

「無料で点検する」と訪問し、**不安をあおる説明**をして、高額な契約をさせる商法です。

※ 一度契約すると、次々に契約を迫る事例もみられます。



被害を防ぐポイント

- 「今日中に！」などと**契約を急がせる**事業者は要注意！
- **その場で決めず**、家族など**周囲の人にまず相談！**
- 複数の事業者に見積りを依頼！**相場を調べる！**

耐震性に問題がありそうですね。
今ならキャンペーン中なので
無料で点検しますよ！

本当に地震に
耐えられない
かしら…



「振り込め詐欺」にご用心！

オレオレ詐欺 息子や孫を装い…

「失くした鞆の中に会社のお金が…」
「事故を起こして相手に怪我をさせた…」

**ちょっと待って！
冷静になって
まず確認！**

還付金詐欺 市役所や社会保険事務所を装い…

「医療費、保険金が戻ります！急いで手続きを！」

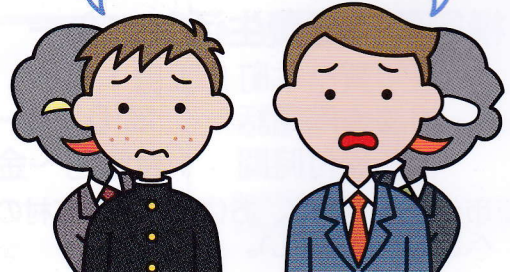


被害を防ぐポイント

- **一旦電話を切り、まず冷静に！**
- **一人で悩まない！**ほかの家族や周囲の人、警察に**相談！**
- 家族の間で**合言葉**や**緊急連絡先**を決めておく！
- **留守番電話機能**を利用！
必要な電話だけ**かけなおす！**

おばあちゃん
僕だよ！

母さん？
オレだよオレ



助けて！今すぐお金が必要！

クーリング・オフの対象になるものは？

クーリング・オフができる期間は、
契約書面を受け取った日を含めて数えます。

訪問販売

自宅・職場への訪問販売、催眠(SF)商法、
キャッチセールス、アポイントメントセールス、
展示販売など営業所以外で交わした契約

訪問購入

自宅など営業所等以外の場所で、事業者が消費者
から、貴金属や着物などの物品を買い取る契約

電話勧誘販売

事業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約

特定継続的役務提供

エステティックサロン、語学教室、家庭教師、
学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス

連鎖販売取引

マルチ商法

業務提供誘引販売

内職・モニター商法

8日間

20日間

クーリング・オフできないもの

- × 自分の意思で使用・消費した健康食品や化粧品などの消耗品
- × 自分の意思で店舗に出向いて行った契約(左記表中の「特定継続的役務提供」を除く)
- × 自動車(リース含む)、葬儀
- × 3,000円未満の現金取引(訪問購入を除く)
- × 通信販売(4ページ参照)など

商品や条件によっては、クーリング・オフができません。
迷ったときや困ったときは、消費生活センターへ！

記入上の注意

- 必ずハガキ等の書面で通知
- ハガキの両面をコピーして、証拠として保存
- 記録が残る「特定記録郵便」や「簡易書留郵便」を利用
- 支払いがクレジットの場合、クレジット会社へも通知
(※ 内の記載は不要)
- あて名は、契約した事業者の「代表者」
- 代金未払いの場合や、商品を受け取っていない場合は、
 内の記入は不要

申込(契約)日 平成 年 月 日

商品等名称

商品等価格

円

事業者名

担当者氏名

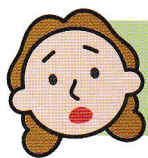
上記日付の申込を撤回(または、契約を解除)します。

つきましては、支払い済みの 円は、
直ちに返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

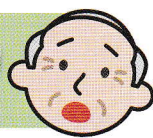
平成 年 月 日 (記入日)

(契約者) 住所

(契約者) 氏名



しまった! 解約したい! と思ったらクーリング・オフ



クーリング・オフとは、「無条件で契約を解除できる制度」です

クーリング・オフの効果

- 書面を発信（窓口で手続き）した時点で有効になる。
- 未払い代金の支払義務がなくなり、既払い金は返還してもらえる。
- 商品は事業者の費用負担で返送できる。
- 工事が完了していても、事業者の負担で元に戻せる。
- 事業者は消費者へ、損害賠償や違約金の請求はできない。
- 事業者がうそや脅迫で、クーリング・オフを妨害した場合、期間が過ぎていてもクーリング・オフが可能。

クーリング・オフ書面を書いてみよう!

点線部分で切り取れば、正式な書面として使用できます。
(詳しい書き方や注意点は6ページを参照してください。)

郵便はがき

郵便窓口
へ持参

〈住所欄〉

〈あて名欄〉

(事業者名)

(代表者名)

様

郵便はがき



〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社
代表者 様

(特定記録郵便)
または(簡易書留郵便)

オモテ面

〈書き方例〉

ウラ面

申込(契約)日 平成 〇 年 〇 月 〇 日

商品等名称

商品等価格

事業者名

担当者氏名

上記日付の申込を撤回(または、契約を解除)します。

つきましては、支払い済みの 〇 円は、
直ちに返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

平成 〇 年 〇 月 〇 日 (記入日)

(契約者) 住所

(契約者) 氏名

「クーリング・オフ」期間を過ぎてもあきらめないで!

〈専門の相談員が問題解決の方法を検討します。まずはご相談ください〉

- | | |
|---|--|
| ■横浜市 ☎045-845-6666 | ■伊勢原市 ☎0463-95-3500 |
| ■川崎市 ☎044-200-3030 | ■海老名市 ☎046-292-1000 |
| ■相模原市 ☎042-776-2511
(総合)(北)(南) | ■座間市 ☎046-252-8490 |
| (北、南は電話連絡後、来所での相談のみとなります) | ■南足柄市 ☎0465-71-0163
(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町にお住まいの方も) |
| ■横須賀市 ☎046-821-1314 | ■綾瀬市 ☎0467-70-3335 |
| ■平塚市 ☎0463-21-7530
(大磯町、二宮町にお住まいの方も) | ■葉山町 ☎046-876-1111 |
| ■鎌倉市 ☎0467-24-0077 | ■寒川町 ☎0467-74-1111
(茅ヶ崎市に在住・在勤・在学の方も) |
| ■藤沢市 ☎0466-25-1111 | ■大磯町 ☎0463-61-4100 |
| ■小田原市 ☎0465-33-1777
(箱根町、真鶴町、湯河原町に在住・在勤・在学の方も) | ■二宮町 ☎0463-71-3311 |
| ■茅ヶ崎市 ☎0467-82-1111
(寒川町に在住・在勤・在学の方も) | ■中井町 ☎0465-81-1115 |
| ■逗子市 ☎046-873-1111 | ■大井町 ☎0465-85-5002 |
| ■三浦市 ☎046-882-1111 | ■松田町 ☎0465-83-1228 |
| ■秦野市 ☎0463-82-5181 | ■山北町 ☎0465-75-3646 |
| ■厚木市 ☎046-294-5800
(清川村にお住まいの方も) | ■開成町 ☎0465-84-0317 |
| ■大和市 ☎046-260-5120 | ■箱根町 ☎0460-85-7160 |
| ■神奈川県(かながわ中央消費生活セクター) ☎045-311-0999 | ■真鶴町 ☎0465-68-1131 |
| (月～金 9:30～19:00
土・日・祝日 9:30～16:30) | ■湯河原町 ☎0465-63-2111 |
| | ■愛川町 ☎046-285-2111 |

身近な相談窓口につながります
消費者ホットライン

イ ヤ ヤ
☎(局番なし) **188** 番

横須賀市消費生活センター

横須賀市本町2丁目1番地 横須賀市総合福祉会館2階

相談専用電話 : ☎046-821-1314 (市内在住の方のみが対象です。)

相談受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時

※市外在住の方は、お住まいの市町村の消費生活センターか「消費者ホットライン(電話番号188)」へご相談ください。

横須賀市 市民部消費生活センター

■横須賀市本町2丁目1番地 〒238-0041 ■電話番号 046-821-1312

神奈川県 消費生活課 ■横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 ■電話 045-312-1121(代)内線2642

■「かながわの消費生活」検索 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

平成28年
9月発行